

令和7年第6回上里町議会定例会会議録第3号

令和7年9月10日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第44号) 上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第45号) 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第46号) 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第47号) 上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 (町長提出議案第48号) 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 (町長提出議案第49号) 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 (町長提出議案第50号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 (町長提出議案第51号) 教育委員会教育長の任命について
- 日程第15 (町長提出議案第52号) 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 (町長提出議案第53号) 令和7年度上里町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第17 (町長提出議案第54号) 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 (町長提出議案第55号) 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 (町長提出議案第56号) 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 (町長提出議案第57号) 令和7年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 (町長提出認定第1号) 令和6年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 (町長提出認定第2号) 令和6年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 (町長提出認定第3号) 令和6年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 4 (町長提出認定第 4 号) 令和 6 年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 (町長提出認定第 5 号) 令和 6 年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 2 6 (町長提出認定第 6 号) 令和 6 年度上里町下水道事業決算の認定について
- 日程第 2 7 (町長提出認定第 7 号) 令和 6 年度上里町農業集落排水事業決算の認定について

出席議員（14人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
7番	猪岡壽君	8番	齊藤崇君
9番	植原育雄君	10番	高橋正行君
11番	新井實君	12番	沓澤幸子君
13番	高橋仁君	14番	黛浩之君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	望月誠君
総合政策課長	吉村貴文君	税務課長	間々田由美君
くらし安全課長	関口博之君	町民福祉課長	井出康之君
子育て共生課長	阿佐美由紀君	健康保険課長	亀田真司君
高齢者いきいき課長	山田隆君	道路整備課長	根岸利夫君
まちづくり推進課長	山中一朗君	地域活力創造課長	岩崎賢二君
農業振興課長	間々田亮君	教育総務課長	及川慶一君
教育指導課長	櫻井達夫君	生涯学習課長	須藤秀君
上下水道課長	飯島博君		

事務局職員出席者

事務局長	神村輝行	係長	長谷川紀江
主任	岡利憲		

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出議案第44号 上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第7、町長提出議案第44号 上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

御提案申し上げました議案第44号 上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日からされたことに伴い、ビラを作成、ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を公職選挙法施行令で規定する金額と同額に引き上げるため、本案を提出するものでございます。

それでは、条文ごとの改正内容について御説明申し上げます。

まず、第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続でございます。選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価上限額7円73銭を8円38銭とするものでございます。

続いて、第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続でございます。選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価上限額541円31銭を586円88銭とするものでございます。

最後に、附則は施行期日について定めており、公布の日から施行し、施行の日以降、その期日を告示される選挙から適用すると規定いたします。

以上で上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第44号 上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 町長提出議案第45号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第8、町長提出議案第45号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第45号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、住民基本台帳・地方税等を扱う基幹系業務システムについて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システムの標準化基本方針に基づき、全国の自治体が同法に定められた20業務を対象に、今年度中に標準準拠システムへ移行することが求められていることに伴い、所要の改正を行いたいので本案を提出するものでございます。

続いて、概要及び内容について御説明申し上げます。

まず、改正の概要でございますが、今回、標準準拠システムに地方公共団体システム共通機能標準仕様書に定められた、一元的に住登外者の登録・管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなりましたが、当該機能の実装に当たり個人番号の独自利用を行う事務として条例に定める必要がある旨、国から見解が示されました。これを受け、個人番号の独自利用に関して定める本条例について、独自利用を行う事務等を追加するものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

第4条第4項に、法廷事務等を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報について、自らが保有するものを利用できる旨を追加しております。

続いて、別表第1に、個人番号の独自利用を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを追加しております。

また、別表第2には、独自利用事務において庁内連携を行う特定個人情報として、住登外者宛名情報にあって規則で定めるものを追加しております。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則は施行日について規定しており、当町の標準準拠システムの稼働日である令和7年9月29日を施行日としております。

以上で、上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まずお聞きしたいことは、今回のこの提案は、標準準拠システムに移行することに伴って提案されるものであるんですけども、まず、その基本のところでお聞きしたいんですけども、いわゆるデータが集まれば集まるほど漏洩リスクが高まるというふうに言われていると思います。

それで、この移行していった場合に、住民は、いわゆる情報を加工して提供することができるということになっていきますので、その加工することに当たって個人の承諾を得なくてもいいことになっていたり、加工しまして使いましたよということも本人には知らさなくていいと

ということになっていますので、町も把握しないうちにそういうふう加工して使われていくという可能性があるのではないかと思うんですけれども、その辺についてお聞きしたいと思うんです。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

まず、今回の標準化関係の法律につきまして、議員おっしゃるとおり様々なデータ等が基幹系システムにおいて連携して業務のほうで遂行されると思います。

そこで、議員懸念されているとおり、情報の加工や漏洩というのは、やはり可能性はないわけではないですが、やはりその辺の情報の取扱い、業務上の事務においては、我々公務員としての守秘義務、そして、まずはそれぞれの事業における法令の遵守、そして個人情報の保護の観点から、これは町を挙げて徹底していきたいと思っております。情報の漏洩や法令の遵守は確実にやっていくよう各課で連携して注意をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 町の職員は、このデータ化される前であっても、きちんとした守秘義務というのがありまして、それに基づいて仕事をしてきていたので、住民も安心してやってきたと思うんですけれども、今回のこのデータ化されて外に、大きなところでまとまった場合に、町も知らないうちに加工して提供されることがないのかということを知っているんです。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

まず、その辺の加工を、例えば住民の方がということによろしいですか。他市町村、他自治体とかが加工ということになりますかね。その辺はやはり情報連携が公務員同士ということで、加工されることはまず不可能ということで、その辺も、本人確認も確実にやっていきたいと思っております。行政間同士のやり取りについて、その中の情報が、加工というのは原則あり得ないということで認識していただきたいと思っております。

○議長（飯塚賢治君） ほかに。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 自治体によっては、今、まだまとまっていない段階であっても、加

工して提供しているところがあるんですね。ですので、いわゆる個人が識別できないように加工していますけれども、ひもづいているから郵便番号とかいろいろなのをやっていくと分かりやすい、ひもづいていくような、そういう形での提供のされ方がしているわけなんですね。だから、大きなところで一元化されていっても、自治体がそれを許さなければストップかけられるということなのかどうかということを知っているんです。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

こちらの加工やデータにつきましては、全て基幹系の町民情報になります。住民票、税情報、保険情報、それは表には行政がやることですので出ない、ストップされているということで御理解いただければと思います。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 分かりました。

もう一つお聞きしたいのは、住登外者宛名番号というのが、いわゆる12桁の個人番号とは別に自治体独自の附番というんでしょうか、それで寄せていくということで理解しています。

自治体の職員というか、自治体の管理する側とすると、幾つも番号が増えるのではなくて、今までいた方が戻ってくると、また、その番号を使うということになるんだろうというふうにするわけなんですけれども、そもそも自治体間で管理する部分については、私はそれは問題がないのかなと思ったりするんですけれども、この12桁の番号で全て、絶対同じものはないわけですから、一致する度にあえてまた附番をしていく、一体この制度というのはより複雑化していないかなと思ったりするんですけれども、その点について、新たにまた寄せていく必要が生じていることについてお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

従来の事務ですと、全員協議会でも質問し、今、沓澤議員がおっしゃられたとおり、各課ごと、係ごとに五月雨式に番号が1、1の1、1の2というように振られておりました。それを今度の情報連携、マイナンバーを利用することによって、今まで1から同じのが、型のが、いっぱい係ごとにあったのが、確認作業等が大変だったのが、利用が1つの情報で管理できるマイナンバーで情報共有できるということで、1画面で全て情報が入るということで、事務の効率化等にもつながりますので、ここの管理上も改善されていくということで、1つの画面でみ

んな共有できるということで御認識いただければと思います。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 分かりました。

それで、このマイナンバーカードを導入されるときに、この議会でも議論したんですけども、いわゆる個人情報というのは、やっぱりそれぞれ1つにまとめないで、それぞれの部分で分散して管理するから安全なんですよという説明を受けてきたんですよね。1つの番号で1人の住民の方のことが、1つの番号で管理されるとしても、国保なら国保とか、事業別に分散管理になることに変わりはないですか。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

議員お見込みのとおり、分散管理ということで大丈夫です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第45号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第46号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第9、町長提出議案第46号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件

を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申上げました議案第46号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、令和6年5月、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、民間企業において、男女共に仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講じることとなりました。また、令和6年8月8日に行われた人事院勧告でも、民間労働法制と同様に、当該措置について遅滞なく実施するよう勧告がされ、併せて地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われました。

今回の改正は、これらの状況を踏まえ、民間労働法制に準じた改正を行いたく、関係条例2本の一部改正を行わせていただくものでございます。

次に、改正の内容ですが、大きく2点の改正でございます。

1点目は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実践するための措置。

2点目は、部分休業の取得パターンの多様化等に係る規定の整備でございます。

続いて、改正条文について御説明申し上げます。

まず、第1条、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。

第17の2を追加する改正ですが、妊娠・出産等についての申し出をした職員等に対する意向確認等を行うことを任命権者に義務づける規定を追加するもので、職員が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た場合及び子が3歳に達する前の2回、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、意向確認、配慮等を行わなければならないと規定いたします。

また、第17条の2が追加されることに伴い、条ずれに対応する改正及び文言整理を行います。

続いて、第2条、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

まず、第1条の改正でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴

い、引用条文の項ずれに対応する改正をいたします。

次に、第21条は、部分休業をすることができない職員を定めており、これまで考慮要素としていた勤務日ごとの勤務時間を削除するとともに文言整理を行うものでございます。

続いて、第22条は、部分休業の承認について定めておりますが、これまで部分休業の取得可能な時間帯が勤務時間の初めまたは終わりとなっていた取扱いを廃止するため、当該部分を改めるとともに、部分休業の取得類型が2種類に増えることから、従前の取得類型のものを第1号部分休業と呼称を改める改正を行うものでございます。

続いては、第22条の2を追加する改正でございます。これは地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号において、新たに規定された取得類型を大穂2号部分休業として規定するもので、取得可能な時間帯を規定いたします。

続いて、第22条の3を追加する改正でございますが、当該規定は、部分休業の請求を年度単位で行うものと定めるものでございます。

続いて、第22条の4を追加する改正でございますが、当該規定は、第2号部分休業の1年間で取得可能な総時間数を定めるもので、正職員については77時間30分と、非常勤職員については、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものでございます。

続いて、第22条の5を追加する改正でございますが、当該規定は、自身が取得しようとする部分休業の類型を第1号部分休業とするか、第2号部分休業とするか申出を行った後、その申出の内容の変更しようとする場合に、当該変更が認められる事由を定めるものでございます。

続いて、第23条の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う文言整理を行うものでございます。

続いて、第24条の改正でございます。当該規定は、部分休業の承認の取消事由について定めており、これまで育児短時間勤務について規定する第13条の規定を準用することとなっておりますが、このたびの改正に伴い取消事由が整理され、部分休業に係る子を療育しなくなった場合及び部分休業の類型を変更する場合に部分休業が取り消されるものと規定いたします。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則の第1項は、施行日について規定しており、条例の施行日を令和7年10月1日と規定します。ただし、第2項で定める経過措置については、公布の日から施行すると定めます。

次に、第2項は、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、本条例の施行日より前であっても、3歳に満たない子を療育する職員に対する措置を講ずることができると定めるものでございます。

続いて、第3項は、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、

施行日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の取得可能時間数を、正職員については38時間45分、非常勤職員については、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得た時間と読み替えるものでございます。

以上で、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） お尋ねしたいのは、今回の改正で部分休業の対象に会計年度任用職員の方も入るということで、拡大されていくことで働きやすくなっていくであろうというふうに思うんですけれども、今現在、この育児休業の対象になっている人の人数と、新たに改正した場合に対象が増えると思うんですけれども、その対比をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

部分休業を取得している職員の数ということでございますけれども、現在12名、部分休業を取得している職員は12名ございまして、育休を取得している職員は5名ということでございます。

改正後どれぐらい増えるのかという御質問でございますけれども、手元にデータございませんので、お調べしたいと。もし数字が出るようであれば後ほど説明をさせていただきます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 会計年度職員、普通一般的には年度初め、4月から1年とか、それで終わっても継続で2年、続けて2年という場合もあると思うんですけれども、この会計年度任用職員の制度が始まって見ていると、途中、要するに役場のほうの都合で緊急に人員が必要、職員が必要だということで、途中で会計年度職員の採用する場合も過去にもあって、これからはあるのではないかなと思うんですけども、そういった場合に、その休暇の付与の仕方というんですか、要するに途中からだ、途中から、例えば9月から来年の4月までという契約で会

計年度職員として採用した場合に、その辺の休暇の与え方というのはどういうふうな考え方で、普通年度初めでやる場合1年という契約であれば、1年で10日だよと、そういうふうな方式でやると思うんですけども、途中で採用になった場合の対応の仕方というのはどういうふうに考えますか。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

会計年度任用職員が年度途中で採用された場合の休暇の日数についてでございますけれども、月割りで計算して算出をさせていただきます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第46号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第10 町長提出議案第47号 上里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第10、町長提出議案第47号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第47号 上里町税条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行いたため、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を御説明申し上げます。

令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、個人町民税に係る各種控除の所得要件が引き上げられ、また、19歳以上22歳未満の大学生年代の子等に対する新たな名所得控除として、特定親族特別控除が新設されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

あわせて、防衛力強化に係る財源確保の税制措置として、加熱式たばこ紙巻たばこの税負担格差を解消するため、町たばこ税に係る加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方式が見直されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

続きまして、改正の内容を御説明申し上げます。

第34条の2は、所得控除の対象を定めており、新たな所得控除として特定親族特別控除を追加するものでございます。

第36条の2は、個人町民税の申告義務を定めたおり、給与所得者または公的年金等受給者の個人住民税申告者の控除事項として特定親族特別控除を追加し、併せて公的年金等支払報告書を提出する公的年金等受給者で、合計所得金額85万円を超える特定親族を有する者は、申告書の提出を義務づけるとするものでございます。

第36条の3の2は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項等を定めており、申告書の記載事項に特定親族の氏名を追加するものでございます。

第36条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項等を定めており、合計所得金額85万円以下の特定親族を有する公的年金等受給者についても、扶養親族等申告書の提出が義務化され、申告書の記載事項に特定親族の氏名を追加するものでございます。

附則第16条の2の2は、国のたばこ税の見直しに伴い、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する課税方式等が改正され、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を新たに規定するものでございます。

第1項及び第2項では、加熱式たばこの区分に応じた重量換算方式を規定しております。第3項では、計算後の端数処理を規定し、第4項では、第1項第2号ただし書きに係る適用除外を規定しております。

最後に、附則でございませう。

第1条では、条例の施行期日を規定しており、令和8年1月1日から施行するものでございます。ただし、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定については、

令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2条では、町民税に係る経過措置を規定しており、第1項では、改正後の上里町税条例（以下「新条例」という。）第34条の2及び第36条の2第1項ただし書きの規定は、令和8年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとしてございます。

第2項では、令和8年度分の個人の町民税に係る申告者の提出に係る第36条の2第1項の規定に適用に係る読み替えについて規定するものとしてございます。

第3項では、新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に支払いを受けるべき給与について提出する申告書に適用し、施行日前に支払いを受けるべき給与について提出した申告書については、なお従前の例によるものとしてございます。

第4項では、新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以降に支払いを受けるべき公的年金等について提出する申告書適用し、施行日前に支払いを受けるべき公的年金について提出した申告書については、なお従前の例によるものとしてございます。

第3条では、町たばこ税に関する経過措置を規定しており、第1項では、次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、または課すべきであった加熱式たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例によるものとしてございます。

第2項では、令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、上里町税条例第92条の2第1項の売渡し、または同条第2項の売渡し、もしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数に係る換算方式の特例を規定するものとしてございます。

第3項では、前項に掲げる換算方式による計算後の端数処理を規定するものとしてございます。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の改正議案は2つ、大きく分けると2つの改正になっていると思うんですけども、その中で、加熱式たばこの税率を引き上げることの影響ですね、1つは、上里町の町たばこ税の歳入にどのような影響が出てくるとお考えでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 杓澤幸子議員の御質問に御説明申し上げます。

換算方式の見直しで、どのくらいの税収が見込めるのかというところでございます。仮に販売本数の3割を加熱式たばこの一般的な銘柄として考えた場合です。令和8年度の換算を令和6年度の実績で見込んだ場合としてお答え申し上げます。

現在、約1,200万円ほどの増額というふうに見込んでおります。ただ、実際の販売本数自体は減少傾向にありますので、令和6年度のたばこ収入は前年度よりも約500万円ほど減額となっておりますところから、今後も販売本数が減少し、同様な状況が続くと考えられると、見直しによるたばこ税の大きな増収というのは見込めないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 12番杓澤幸子議員。

〔12番 杓澤幸子君発言〕

○12番（杓澤幸子君） 私も、この間の数字を見ていて、健康志向で、一方で上がるばかりの中で減収してきていると思うんですね。

もう一つの問題点は、加熱式たばこは紙巻たばこに比べて健康リスクが低いというふうに言われていると思うんですね。やはり健康リスクを抑えていくということは1つの大きな課題だと思うんですね。そこを紙巻たばこことに併せていって、今後はそれを同時にまた上げていこうという考え方は、ちょっと世界の国とは異質ではないかなというふうに思うんですね。

もう一つは、その上げることによって生み出す財源を政府は軍事費に充てようということを考えているようなんですけども、その健康リスクと軍事費に充てていくというその考え方について、先ほどの課長の説明だと、上げても税収はそんなに上がらないであろうということで、私もそれがそのとおりでと思うんですね。そうすると、一部のどうしてもやめられない人に税負担を覆いかぶせていくということになるのではないかなというふうに思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 杓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

国は今回のたばこ税の改正により、増収となった部分を防衛力強化における財源に充てるというふうに当然発表しているところでございます。このたばこ1つにかかる負担率の部分で考えますと、その国として納めてもらう部分を充てていくという考え方を取っているのかなと思いついて、この間の改正、今後につきましては、町たばこ税の割合というのは増えるという状

態ではなく、換算で増額にはなるんですけども、実際のところ、たばこ1箱の国・県・町の割合というのは変わるところでなく、その国税の部分の割合は多くなるのかなというふうには思っておりますので、実際嗜好品であるたばこについて、税率を掛けることにより、必要な方たちだけ取るという特例的な制度としましては余り、皆さんから納めていただくという考え方、公平に納めていただくという観点から考えると、ちょっといかがかなという思うところもあるんですけども、これは見てみると多くの財源の基盤になっている部分でもありますので、個人的な見解と、納めていただいて町の中における財源を確保するという観点においては、比例するところはなく、逆行するところもあるんですけども、今回は国のほうがそのような方向性を示し、まず、紙巻たばこと加熱式たばこの税率を併せていって、どちらをもし好まれるとしても、使用される方は同等の税率を納めていただくという形に併せていくというところを今回の改正ポイントとして、こちらは理解をしておりますので、そのようなところで御理解いただければと思います。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 提案されました議案第47号 上里町税条例の一部を改正する条例について、反対の討論をしたいと思っております。

今回の改正は2つの内容を含めておりまして、1つ目の所得控除の控除対象に特定親族特別控除が加わったことと、控除額が10万円引き上がるということ、これらについては賛成であります。

しかし、もう一つの加熱式たばこ税を段階的に引き上げて、紙巻たばこと同程度にすることについては反対であります。

町たばこ税を見ても明らかなように、健康志向の高まりとたばこ税の引き上げで販売数が落ち込んでいた結果、減収になっております。

一方で、税率が低い加熱式たばこに変更してきた人たちが増えてきている中で、その負担額を併せていくということでもありますので、煙が出ないことから健康リスクが低いとされていて、どうしてもたばこをやめられない、こうした方々が健康のためにということで移行してきた、そういう経過があります。その健康リスクを減らす意味でも、税率の差をつけておくことが必要であるというふうにかえます。

そして、何よりも政府与党が、この引き上げによって確保される約2,000億円、町の財源を
防衛力強化の財源と位置づけていることは重大だと考えております。そうしたことを指摘して
反対といたします。

○議長（飯塚賢治君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第47号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決
いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 町長提出議案第48号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第11、町長提出議案第48号 上里町事務手数料条例の一部を改正
する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第48号 上里町事務手数料条例の一部を
改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行
及びデジタル社会の実現に向けた重点計画の推進に基づき、本町の基幹業務システムが標準準
拠システムへ移行することに伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございま
す。

続いて、改正概要について御説明申し上げます。

国では、住民の利便性誘導向上や行政運営の効率化に資することを目的に、地方公共団体情
報システムの標準化に関する法律において、自治体情報システムの標準化の推進に必要な事項
を定め、地方自治体はこれを実施することとしています。

本町においては、9月29日に、住民の手續に直接関係する基幹系業務システムが標準準拠シ
ステムへ切り替わり、以降は発行される証明書の様式等が標準化に準拠した統一様式となる
ため、証明書手数料の算定方式等を一部見直すものでございます。

続いて、主な改正内容について御説明申し上げます。

まず、第2条は、手数料を徴収すべき事務の種類及び金額について規定しております。このうち第2項では、手数料を徴収する際の単位である1件の考え方について、特筆すべき証明書類に関し規定しております。

第1項第1号の公課に関する証明、第2号の評価額等に関する証明及び第7号の資産に関する証明については、現在、証明する土地の筆数または建物の棟数に応じて手数料を徴収しておりますが、土地、家屋ごとに発行している証明書が、統一様式においては、土地と家屋を一括したものとなり、手数料の計算が複雑化することから、同項第17号の公簿、公文書、図面等の謄本及び抄本と同様に枚数ごとの手数料とするため、第2項中の土地は3筆、建物は3棟までを1件とし、以上、一筆また1棟増すごとに30円を加え、公簿、公文書、図面等の謄本及び抄本はを前項1項第1号、第2号、第7号及び第17号についてはとするものです。

また、標準化で様式が統一されることに伴い、固定資産課税台帳及び名寄帳（土地、家屋、償却資産についてはそれぞれ）についてを、固定資産税名寄帳兼（補充）課税台帳はに改めます。

最後に、附則については、この条例の施行期日を標準化によるシステムの切り替え日である令和7年9月29日と定めるものでございます。

以上で、上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第48号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 町長提出議案第49号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第12、町長提出議案第49号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第49号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、埼玉県補助事業として実施している重度心身障害者医療費支給事業において、埼玉県が身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳④、A、B、精神障害者保健福祉手帳1級に加え、精神障害者保健福祉手帳2級まで対象者を拡大することから、本町においても同様に対象者の拡大を行うため、所要の改正を行いたく本案を提出するものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

第2条は、条例における定義を規定しており、第1項の重度心身障害者に、第6号として、精神障害者保健福祉手帳2級を追加するものでございます。

また、第6項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定により、公費負担された医療費の自己負担分を精神通院医療費として規定するため、条文を追加するものでございます。

続いて、第4条第4項について御説明いたします。

第4条は、医療費の助成金について規定しており、精神障害者保健福祉手帳2級は、精神通院医療費が助成の対象となることから、第4項として条文を追加するものでございます。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日を定め、令和8年1月1日から施行といたします。

また、第2項では、条例の適用区分を定め、改正後の条例の規定は、令和8年1月診療分から適用するものと定めます。

以上で、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の提案は、県の医療費対象の拡大に伴うもので、それは問題ないというふうに思っているんですけども、質問したいことは、この間の全員協議会で、今後の支出見込額ということで出していただいた部分で、今回、令和7年度で見ると、精神2級の対象者の方は171人ですよということでもありますけれども、今後の見込みを見ると、非常に増えていく傾向の見込みが出ているんですけども、この間、障害区分の中で精神が非常に伸びてきているということがありますけれども、この見込みというのはどのような分析の結果出ているものなのでしょうか。

一方で、助成対象数の中で2級を除く部分については減じていくという見込みになっていきますので、その辺のことについてお願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 井出康之君発言〕

○町民福祉課長（井出康之君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

人数の推計のお話なんですけれども、こちらは県が示している数字によるものでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） そうしますと、上里町もこれに準じていくであろうということなんですか。これは全県の数字ということではないですよね。上里町の数字ですよね。県の数字を上里町に同じようなパーセントで分けたということよろしいでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 井出康之君発言〕

○町民福祉課長（井出康之君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

沓澤議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第49号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 町長提出議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（飯塚賢治君） 日程第13、町長提出議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

御提案申し上げました議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案説明を申し上げます。

現委員の大字金久保在住の新井和男氏が9月30日をもちまして任期満了となります。

したがいまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意いただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

新しい固定資産評価審査委員会委員に、大字神保原町832番地9在住の新井悦子氏、昭和22年8月12日生まれ、現在78歳を選任いたしたく提案いたします。

新井氏の経歴について御紹介いたします。

高等学校を卒業後、主婦業の傍ら、昭和63年から平成20年までの20年間、上里町の臨時職員として従事しておられました。

平成29年4月から、SALA神保原会長を務め、同年から、上里町コミュニティ協議会副会長を務めていただいております。

また、令和6年4月から、上里町ボランティア連絡会副会長を務めているほか、令和7年4月から、上里町女性団体連絡協議会会長も務めており、現在も在任中でございます。

以上のとおり、新井氏は町の行政の各分野で御活躍されております。

つきましては、新井氏は、人格、識見とも固定資産評価審査委員会委員としてふさわしく、適任者であると考えますので、御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 誠に申し訳ございません。先ほど説明した内容について、一部間違いがございましたので、この場をお借りいたしまして訂正させていただきます。

対象となりますのが、議案第47号の上里町税条例の一部を改正する条例についてでございます。こちらの中で、新たに新設される所得控除として、特定親族特別控除の説明をさせていただきましたが、こちらの対象として、正しくは19歳以上23歳未満と申すべきところ、19歳以上22歳未満、23を22というふうに言ってしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。謹んで訂正させていただきます。

◎日程第14 町長提出議案第51号 教育委員会教育長の任命について

○議長（飯塚賢治君） 日程第14、町長提出議案第51号 教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第51号 教育委員会教育長の任命についての提案説明を申し上げます。

現教育長の齊藤雅男氏が、9月30日をもちまして任期満了となりますことから、教育委員会教育長の任命について、齊藤雅男氏の再任を御提案申し上げるものでございます。

齊藤氏は、大字七本木3648番地5にお住まいで、昭和27年11月3日生まれ、現在72歳でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により任命したいので、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

齊藤氏は、昭和51年3月に大学を卒業後、同年4月から本庄市立北泉中学校教諭に奉職後、埼玉県北教育センター主任指導主事、さらに上里町立上里北中学校教頭、深谷市立明戸中学校校長、本庄市教育委員会学校教育課長などを歴任され、平成24年3月に本庄市立本庄南中学校校長を最後に定年退職されました。退職後は本庄市ふれあい教室の指導員や上里町理科指導員として活動され、また、地元三田地区の行政区長を平成28年から6年間務められました。

齊藤氏は、長年の教員生活を通し、教育行政に大変精通しており、県教育事務所や本庄市教育委員会での勤務も経験しており、行政経験も豊富でございます。

以上のように、様々な教育関係部署等を歴任され、人格、識見はもちろんのこと、教育長として2年11か月の実績からも教育委員会教育長として適任であると考えますので、御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第51号 教育委員会教育長の任命についての件を起立により採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第15 町長提出議案第52号 教育委員会委員の任命について

○議長（飯塚賢治君） 日程第15、町長提出議案第52号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

[町長 山下博一君発言]

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第52号 教育委員会委員の任命についての提案説明を申し上げます。

現委員の阿久戸嘉彦氏が本年9月30日をもって任期満了となります。

したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、新たに教育委員会委員を任命したいので、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

新しい委員に、大字帯刀237番地在住の梅林正樹氏、昭和47年7月18日生まれ、現在53歳を任命いたしたく、提案するものでございます。

梅林氏の経歴について御紹介申し上げます。

梅林氏は、平成7年3月に千葉大学文学部を卒業され、平成7年12月に群馬県の玉村八幡宮権禰宜として奉職されながら、平成11年3月に国学院大学大学院文学研究科修士課程を修了されました。その後、ウクライナ国立キーウ大学文学部講師、在ウクライナ日本国大使館調査員などを歴任され、現在は町内の帯刀にありますが菅原神社の宮司として御活躍されています。

以上のように、人格・識見はもちろんのこと、町内神社の宮司を務めて地元住民からの人望は厚く、教育委員会委員としてふさわしく、適任者であると考えますので、御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより、議案第52号 教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。
本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。
よって、本件は同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。再開は10時25分といたします。

午前10時12分休憩

午前10時25分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 議案第46号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、沓澤議員から御質問をいただきましたので、その説明をさせていただきます。

制度が会計年度任用職員まで拡大したときの想定人数という御質問でございましたが、会計年度任用職員の部分休業の取得可能人数は把握しておりません。今後、今回の制度改正につきましては、会計年度任用職員に周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

◇

◎日程第16 町長提出議案第53号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第16、町長提出議案第53号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申上げました議案第53号 令和7年度上里町一般会計補正

予算（第4号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,953万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億3,015万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、第2表債務負担行為補正によると規定するものでございます。

資料2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は253万7,000円の増額修正で、子ども・子育て支援交付金事業補助金や、中長期在留者住居地届出等事務委託金などの増額となっております。

款16県支出金は1,162万3,000円の増額修正で、埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金や農業者に対する各種補助金などの増額となっております。

款19繰入金金は1,172万3,000円の増額修正で、介護保険特別会計繰入金金の増額となっております。

款20繰越金は3億1,239万5,000円の増額修正で、前年度繰越金の増額となっております。

款21諸収入は125万2,000円の増額修正で、埋蔵文化財内緊急発掘調査費の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして3億3,953万円を追加し、134億3,015万1,000円とするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款1議会費から款4衛生費、款6商工費及び款7土木費、款9教育費の各項目につきまして、人事異動による給与費の補正が共通点となっております。

初めに、款1議会費は15万円の増額修正で、内容は職員給与費の増額となっております。

款2総務費は3億1,002万5,000円の増額修正で、主な内容は、各基金に係る積立金や徴収事務費に係る還付金、庁舎内電話の通話録音機器設置工事費の増額などとなっております。

款3民生費は1,588万1,000円の増額修正で、主な内容は、職員給与費や国民健康保険及び介護保険特別会計繰出金、子育てのための施設等利用給付事業補助金などの増額となっております。

款4衛生費は546万7,000円の増額修正で、主な内容は、職員給与費や産後ケア事業委託料、

休日急患診療所運営事業負担金などの増額となっております。

款 5 農林水産業費は402万円の増額修正で、内容は農業振興事業に係る農業者への各種補助金の増額となっております。

款 6 商工費は7万8,000円の増額修正で、内容は、職員給与費の増額となっております。

款 7 土木費は203万9,000円の増額修正で、内容は、職員給与費や駅前広場施設更新工事費の増額、駅北まちづくり事業の財源更正となっております。

款 8 消防費は31万7,000円の増額修正で、内容は、移動系防災行政無線の再免許申請業務委託料の増額となっております。

款 9 教育費は155万3,000円の増額補正で、内容は、職員給与費や埋蔵文化財発掘調査に係る文化財保護推進事業及び遺跡保存事業の各種経費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして3億3,953万円を追加し、134億3,015万1,000円とするものでございます。

4 ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、外国語指導助手（ALT）派遣業務委託の期間及び限度額の追加を行うものでございます。

以上、令和7年度上里町一般会計補正予算（第4号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で説明申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まずは総合政策課のところなんですけれども、前年度繰越分とほぼ同額の積立てを行うということで、繰越しに対して2分の1は積み立てていくというのがあると思うんですけれども、ほぼ同額を全て基金に積み立てていくという考え方と、当初予算を見れば、財政調整基金が約9億取り崩す計画になっておりますので、この配分というんでしょうか、それぞれの基金、財政調整基金以外は何パーセントとかいう目的はないと思うんで

すけれども、このような配分の積み方にしたことに対しての考え方をお聞きしたいと思いません。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

令和6年度の実質収支額繰越金が6億370万ということで、地方税法第7条の規定により半額ということは御周知のとおりでございます。

今回のこの基金の積立ての考え方ということでございますが、今年度の基金への積立ては令和7年度当初予算において高額、これは係、課で判断しまして、2億円以上の繰入金を計上している3基金、議員おっしゃるとおり、今回財調は9億円、減債がちょうど2億円、そして公共施設等用地取得関連基金が2億2,000万繰り出しております。

これにおいて、課としまして、高額を繰入れ計上しているこの3基金について、地方税法第7条の規定に基づき積立てを行いました。

特に、ここの何割というのは、すぐすぐ計算できないんですが、まずは高額に出したところということで御理解賜りたいと思います。

また、今後見込まれる財政需要や予算の繰入れによる取崩しの補填、基金残高などを鑑み、積立てする基金を今回選択をさせていただきました。

以上になります。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまのところなんですけれども、いわゆる3基金が一番多く取り崩したところということで、それは分かりましたけれども、その取崩しの幅が、財政調整基金はすごく高かったわけなんです。そして、財政調整基金はやはり自由度が高い、そういう意味では、どうしてこのような、減債基金も確かに2億円ほど取り崩す予算になっていますけれども、ほとんど半分は戻すという形でないですか。

一方、財政調整基金は9億近いのに1億4,000万円、だから、そのバランス的な考え方をもう少し詳しく説明願えませんか。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

バランス的ということで、7年度当初は財調から9億円ということで、議員おっしゃるとお

り、この中でも減債が2億、公共とかも2億超えているということで、おっしゃるとおり、3月の決算時には税収や交付税、県補助の上振れ分で戻ってくるのは事実でございますが、いかんせん町の予算も近年決算ベースでいくと、年々この合計が減少しているのは事実でございます。

そこで、やはり要となるのは、予算全体に使える財政調整基金になりますが、これも年々は減少傾向になっておるので、そこを重視しまして、このところに、この3基金も、公共などもバランス的には減っておりますので、今回はこのようなことということで、ただ、我々もこの基金でどのぐらい戻るかというのを注視しているんですが、やはり財調は要となるところなので、今回はここに計上させていただきました。

そのほかの徳目基金も減少傾向ということで注視しておるところですが、今回はこの3基金ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 農林水産業費の負担金補助及び交付金ですが、その中で、施設園芸のパイオニア技術推進事業費補助金ということでお金が出ているわけでございますけれども、この内容についてと、後は経営体、幾つの経営体に出しているのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 農業振興課長。

〔農業振興課長 間々田 亮君発言〕

○農業振興課長（間々田 亮君） 戸矢議員の御質問に御説明いたします。

パイオニアのほうに関係は、内容としましては、施設園芸の生産性向上のため、スマート機器、データ活用機器、昇温、温度が上がるのを抑制する設備、収穫調整機器等の導入を支援するものでございます。

経営体につきましては、2経営体でございます。お一方につきましては、導入する機械が収穫調整機器等支援型に該当するもので、イチゴの自動ラップ包装機でございます。もう1名の方が、こちらはスマート機器等新規整備支援型に該当するものでして、自動灌水システムの一式ということでございます。これらを導入することによって作業時間等の、自動化をすることによって作業時間等の縮減をはかって効率化をはかるというものでございます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まちづくり推進課の埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金が入って、まちづくり事業の、駅北まちづくり事業の財源が、それと変更しますよということなんですけれども、この埼玉版スーパー・シティプロジェクトに上里町が該当することによって、今後もこの補助金というんでしょうか、得られる可能性というのは広がったんでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 山中一朗君発言〕

○まちづくり推進課長（山中一朗君） 沓澤議員の質問に説明をさせていただきます。

前回の6月議会の全員協議会のほうで、スーパー・シティプロジェクトのほうの認定がされまして公表されるというお話をさせていただきました。それと連動して、この補助金の歳入が決まったというところでございます。

また、公表されている計画の中にありますコンパクト、スマート、レジジェントという事業を列挙しておりますので、そちらにつきましては、引き続き国庫補助の対象などにならないものについては、県から支援を受けられるといったこととなります。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 生涯学習課の郷土資料館の関係のところの埋蔵文化財の緊急発掘調査なんですけれども、説明は分かりましたけれども、どの場所が該当するんでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 須藤 秀君発言〕

○生涯学習課長（須藤 秀君） 沓澤議員の質問に御説明させていただきます。

発掘場所ですが、大字神保原地内、場所と言いますと、神保原陸橋北側の信号の付近でございいます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） すみません。その関連で少々お伺いしたいんですけれども、そちらの遺跡名と調査期間、また募集予定の発掘調査員の補助員ですね、数が分かりましたら教えて

いただけますでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 須藤 秀君発言〕

○生涯学習課長（須藤 秀君） 伊藤議員の質問に御説明させていただきます。

発掘場所を先ほど申し上げました。また期間は1か月、後は大体延べ人数でいくと86名でございませう。後は、遺跡名につきましては、すみません、仙元山古墳等ありますので、後でちょっとお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませうか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 総務課の管財契約のところの庁舎管理事業、通話録音サービス機器設置工事費についてなんですけれども、このサービスはかなり前からスタートしているんですけれども、何でこの時期なのか、それと、この工事を、要するに施工するに当たって業務に支障を与える可能性、要するに、ある一定期間は使えないよと、使用できないというふうなことがあるのかどうか説明をお願いします。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

通話録音クラウドサービス機器設置工事費に関する御質問でございますけれども、なぜ今の時期かということでございますが、数年前ですか、一般質問ですね、令和5年3月にいただいたときには、通話録音装置、高額、約1,000万円ぐらいかかるというお答えをさせていただいておりましたが、その後、クラウド型というのが出始めまして、当時はインターネットを使用しない庁舎内に機器を設置する方式の導入リスクが多かったものですから、約1,000万円というお答えをさせていただいたんですけれども、クラウド型が普及してまいりました。そこで、行政サービスの向上であったりカスタマーハラスメントの防止等、早急に行いたいということで今回補正予算に計上させていただいたところでございます。

それで、その工事中、電話使えなくなるのかという御質問でございますけれども、電話交換機につきましてはそのままでございますので、電話が使えなくなるということはございませう。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませうか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 健康保険課のところなんですけれども、ごめんなさい、高齢者いきいき課でした。高齢者の補聴器購入費助成補助金が当初予算と同額の補正ということになると思うんですね。

それで、当初予定していた額というのは、いつ頃でいっぱいになったのか、さらに、やはり要望の声が上がってきているのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

まず、補聴器補助金の当初予算なんですけれども、20件を見込みまして、1件2万円ということで40万円計上してございました。今回はその半分の10件を追加して、合計30件という予算になってございます。現時点で、8月末までに既に14件の申請があつて、このペースでいきますと、年内に足りなくなってしまうのではないかとということで、今回計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

3番金子義則議員。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番（金子義則君） 児童福祉運営費の中に、子育てのための施設等利用給付事業で68万7,000円で計上しているんですけれども、これの用途が全く分からないんですけれども、何でしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 阿佐美由紀君発言〕

○子育て共生課長（阿佐美由紀君） 金子議員の御質問に御説明させていただきます。

子育てのための施設等利用給付事業の基礎というか内容についてですけれども、こちらは認可外保育施設や一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、後は新制度に移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園部分の預かり保育等の利用に際して、こちらで補助額を支給するものになっています。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 債務負担行為補正として、外国語指導助手、ALT派遣業務委託2,300万、令和8年度分ということでありませけれども、今からその候補者を探すということでは債務負担行為が組まれていると思いますが、これ何人分で、現在どのように運用されているか、活用されているか、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（飯塚賢治君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 植原議員の御質問に御説明申し上げます。

現在ですが、こちら5名のALTを7校に派遣させていただいております。振り分けというと、神保原小と賀美小が1名、長幡小と七本木小が1名、上里東小が1名、上里中1名、北中1名、計5名で、児童数また時間数がしっかりとフォローできる形で振り分けさせていただいております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほどの高齢者いきいきのところで、当初予算と間違っていてごめんなさい。

それで、お聞きしたいのは、ただいま質疑があった債務負担行為なんですけれども、5人ということはずっと変わらないで、来年度に向けても5人ということで行くんだと思うんですけども、1人当たりの単価というのは、7年度からどのぐらい変わりますか、この負担行為額。

○議長（飯塚賢治君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げたいんですが、こちらのほう、幾らかというか、ちょっと計算させていただかないと即答はできないものですから、後で改めて御回答させていただきます。申し訳ありません。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 須藤 秀君発言〕

○生涯学習課長（須藤 秀君） 先ほどの伊藤議員の御質問の中で、正式な遺跡名をということでお話がありましたので、埼玉県書類上の話ですけれども、上里町ナンバーワン古墳群という形で明記をさせていただいております。場所は先ほど申し上げたとおり、神保原陸橋の北側地付近でございますので、先ほどのお答えさせていただいた名称で進めさせていただきます。

また、こちらは調査の中でお名前が変わってくる可能性もございますということを、あらかじめ御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第53号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 町長提出議案第54号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第17、町長提出議案第54号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第54号 令和7年度上里町国民健康保険補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,784万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款5繰入金は186万8,000円の増額補正で、職員給与費等繰入金の増額となっております。

款8国庫支出金は127万2,000円の増額補正で、子ども・子育て支援事業費補助金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして314万円を追加し、32億5,784万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は314万円の増額修正で、人事異動に伴う職員給与費や子ども・子育て支援金制度の施行に係るシステム改修費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして314万円を追加し、32億5,784万6,000円とするものでございます。

以上、令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第54号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第55号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（飯塚賢治君） 日程第18、町長提出議案第55号 令和7年度上里町介護保険特別会計

補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第55号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,279万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,165万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は386万7,000円の増額補正で、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金日の増額となっております。

款3支払基金交付金は192万5,000円の増額補正で、介護給付費交付金の増額となっております。

款4県支出金は208万2,000円の増額補正で、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の増額となっております。

款5繰入金金は239万5,000円の増額補正で、介護給付費、地域支援事業費、低所得者保険料軽減分、事務費の、それぞれ一般会計からの繰入金の増額となっております。

款6繰越金は1億1,252万4,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして1億2,279万3,000円を追加し、23億4,165万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は50万4,000円の増額補正で、人事異動に伴う職員給与費の増額となっております。

款2保険給付費は712万9,000円の増額補正で、地域密着型介護予防サービス給付費及び高額介護サービス費の増額となっております。

款4地域支援事業費は345万7,000円の増額補正で、人事異動に伴う地域包括支援センターの会計年度任用職員に係る給与費の増額となっております。

款5諸支出金は1億1,070万3,000円の増額補正で、介護給付費等前年度実績による清算とし

て、国・県・支払基金への返還金及び一般会計への繰出金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして1億2,279万3,000円を追加し、23億4,165万7,000円とするものでございます。

以上、令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。
慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第55号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第19 町長提出議案第56号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第19、町長提出議案第56号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げます議案第56号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,345万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び

当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款6国庫支出金は299万2,000円の増額補正で、子ども・子育て支援事業費補助金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して299万2,000円を増額し、4億5,345万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は299万2,000円の増額補正で、子ども・子育て支援制度の施行に係るシステム改修費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し299万2,000円を増額し、4億5,345万7,000円とするものでございます。

以上、令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほどの国保のときに何げに通り過ぎてしまったんですけれども、子ども・子育て支援を拡充するために、いわゆる国保と後期高齢者医療加入者から負担金を取っていくというためのシステム改修ですよね。ちょっと私勉強不足で申し訳なかったんですけれども、これどのぐらいのパーセントになるんですか。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の、まだ具体的に幾らというふうな形では国が示してはないんですけれども、令和8年度から賦課徴収始まるわけですけれども、令和8年度の見込額といたしまして、1人当たり月額200円ですね、実際保険料のうちの約5%程度賦課額になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 子育て支援を手厚くしていかなければいけないということは当然なんですけれども、先ほどの加熱式たばこに目的税をかけていくと同じような形で、いわゆる目的税ですよ。

後期高齢者、先ほど国保を何げに通り過ぎてしまいましたけれども、そこに加入している人たちに、一律ですよ。一律ということは、所得に関わらずに、また、そういうふうにかかってくるということで、非常に所得の少ない人に、より負担が重くなるという形になるのではないかと、そういうふうに思いますけれども、そういう意味では、かなり問題が、上里町議会で否決したところで、国の制度として国会通っていますので、そういうことで、また加入者の負担増による厳しさというのが生まれるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺のよう認識しておられますか。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

当然、来年度から子育て支援金賦課徴収されるということで、当然、現在の国民健康保険並びに後期高齢者医療保険の保険料に換算されて徴収されることとなります。賦課の方法なんですけれども、先ほど議員さん所得に関わらずというようなお話をしましたけれども、国保とか後期と同様に、所得割、あと均等割で課税されまして、国保、後期と同様に法定軽減も予定されておりますので、低所得者に対する負担の軽減にはつながってまいるというふうに考えています。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第56号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 町長提出議案第57号 令和7年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第20、町長提出議案第57号 令和7年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第57号 令和7年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和7年度上里町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

今回の補正につきましては、水道メーター交換業務を含めた業務量の増加に伴う時間外勤務手当や人事異動による職員給与費及び児童手当に不足が生じるため増額補正を行います。

また、児童手当の財源として一般会計からの補助金を増額補正するものでございます。

第2条、令和7年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出予算につきましては、第1款事業費を既決予定額に対しまして163万9,000円増額し、5億3,125万円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

第3条、予算第4条、本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,543万2,000円を1億5,731万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金3,278万円を3,466万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入予算につきましては、第1款資本的収入を既決予定額に対しまして24万円増額し、13億7,910万円とするもので、第2項補助金を増額する補正でございます。

次のページを御覧ください。

支出予算につきましては、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして212万3,000円増額し、15億3,641万5,000円とするもので、第1項建設改良費を増額する補正でございます。

第4条、予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。

(1)職員給与費を既決予定額に対しまして352万2,000円増額し、6,031万3,000円と改めるものでございます。

以上、令和7年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます

○議長(飯塚賢治君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 建設改良費の増額なんですけれども、これ物価高騰によるものなのか、新しく変更が生じたものなのかお願いしたいと思います。

○議長(飯塚賢治君) 上下水道課長。

[上下水道課長 飯島 博君発言]

○上下水道課長(飯島 博君) 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

4条予算の建設改良費の増額につきましては、物価高騰対策の補正ではございませんでして、こちらは人事異動に伴う増額と、それに伴う時間外手当の増額によるものでございます。

以上です。

○議長(飯塚賢治君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(飯塚賢治君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(飯塚賢治君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第57号 令和7年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(飯塚賢治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時29分休憩

午後1時30分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 申し訳ありません。午前中の債務負担行為の予算計上についての沓澤議員からの御質問に御説明申し上げさせていただきます。

令和7年度ベースで1,980万円を出していたんですが、今年度管理費、人件費、諸手続費用、研修費等の高騰が、こちらのほうが見込まれまして、今年度は1人、予算ベースで年1人64万円の上乗せで計上させていただいております。

なお、ALTの給料、1人の給料等に関しては、その会社ごとに違いますので、こちらでは控えさせていただきます。

以上です。



◎日程第21 町長提出認定第1号 令和6年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第22 町長提出認定第2号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第23 町長提出認定第3号 令和6年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第24 町長提出認定第4号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第25 町長提出認定第5号 令和6年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

◎日程第26 町長提出認定第6号 令和6年度上里町下水道事業決算の認定について

◎日程第27 町長提出認定第7号 令和6年度上里町農業集落排水事業決算の認定について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

この際、日程第21、町長提出認定第1号 令和6年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22、町長提出認定第2号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第23、町長提出認定第3号 令和6年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第24、町長提出認定第4号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第25、町長提出認定第5号 令和6年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての件、日程第26、町長提出認定第6号 令和6年度上里町下水道事業決算の認定についての件、日程第27、町長提出認定第7号

令和6年度上里町農業集落排水事業決算の認定についてまでの総括説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 認定第1号 令和6年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方税法第233条第3項の規定により、令和6年度上里町一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、令和6年度決算概要を申し上げます。

歳入の根幹となる町税でございますが、国の物価高騰対策の一環である税制改正による定額減税が大きく影響し、前年度に対し2.7%、1億1,300万円の減額となりました。

一方で、定額減税の減収を補填するための特例交付金により、地方特例交付金が前年度に対し1億3,400万円の増額となりました。

その他、歳入で増額となった主なものといたしましては、普通交付税において、臨時経済対策費や給与改定費等の創設による追加交付などによりまして、地方交付税が前年度に対し10.2%の増額。保健センター等複合施設整備事業や子どものための教育・保育給付交付金の増などによりまして、国庫支出金が前年度に対し7.2%の増額。町債につきましても、保健センター等複合施設整備事業などの影響により、前年度に対し20.0%の増額となりました。

減額となった主なものといたしましては、保育料の無償化に伴い、保育所運営費保護者負担金の皆減などによりまして、分担金及び負担金が前年度に対し78.1%の減額、ふるさと納税の減少によりまして、寄附金が前年度に対し24.2%の減額、教育施設整備基金繰入金の減などによりまして、繰入金が前年度に対し9.1%の減額となりました。

歳入全体の収入済額といたしましては、前年度に対し1.5%増額の119億2,056万5,074円となっております。

次に、歳出面での概要といたしましては、こちらも歳入同様、保健センター等複合施設建設工事の着工により、衛生費が前年度に対し32.7%の増額。町営四ツ谷団地の改修工事や公園遊具設置工事の増などによりまして、土木費が前年度に対し12.2%の増額、長幡児童館計画改修工事や民間保育等委託料、障害福祉サービス費の増などによりまして、民生費が前年度に対し2.2%の増額となりました。

減額となった主なものといたしましては、七本木小学校校舎棟や多目的スポーツホールの改修工事、学校給食費臨時補助金の減などによりまして、教育費が前年度に対し13.8%の減額、上里中学校改築工事や小学校体育館改修工事に伴う町債の償還終了などによりまして、公債費が前年度に対し14.3%の減額、地域応援商品券補助金やふるさと納税返礼品代の減などにより

まして、商工費が前年度に対し50.5%の減額となりました。

こうしたことから、歳出全体の支出済額といたしましては、前年度に対しまして1.3%増額の112億8,049万863円となっております。

令和6年度の決算概要については以上となります。

それでは、歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

まず、歳入ですが、款項の内容と款項それぞれの予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び予算現額と収入済額との比較が記載されております。

初めに、款1の町税でございますが、収入済額が40億6,977万9,599円となっております。不能欠損額は435万4,250円で、収入未済額は7,196万4,131円となっております。予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を9,561万2,599円上回っております。町税の収入済額を前年度と比較いたしますと、1億1,322万9,785円の減額となっております。

なお、町民税や固定資産税等の内訳は記載のとおりでございます。

款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税を合わせて、収入済額は1億2,548万4,000円となっております。前年度と比較いたしますと21万7,000円の減額となっております。

款3利子割交付金につきましては、収入済額163万4,000円。前年度と比較いたしますと41万7,000円の減額となっております。

款4配当割交付金につきましては、収入済額3,114万4,000円、前年度と比較いたしますと、897万4,000円の増額となっております。

款5株式等譲渡所得交付金につきましては、収入済額4,474万5,000円、前年度と比較いたしますと、1,901万7,000円の増額となっております。

款6法人事業税交付金につきましては、収入済額6,424万5,000円、前年度と比較いたしますと、723万5,000円の増額となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、収入済額7億4,714万2,000円、前年度と比較いたしますと、3,844万7,000円の増額となっております。

款8ゴルフ場利用税交付金につきましては、収入済額883万7,710円、前年度と比較いたしますと、19万4,040円の増額となっております。

款9環境性能割交付金につきましては、収入済額2,754万7,884円、前年度と比較いたしますと、440万6,884円の増額となっております。

款10地方特例交付金につきましては、収入済額1億7,125万4,000円、項2定額減税減収補填特例交付金の皆増などによりまして、前年度と比較いたしますと、1億3,420万3,000円の増額となっております。

款11地方交付税につきましては、収入済額16億2,217万1,000円、前年度と比較いたしますと、1億5,013万6,000円の増額となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

款12交通安全対策特例交付金につきましては、収入済額447万3,000円、前年度と比較いたしますと、16万9,000円の減額となっております。

款13分担金及び負担金につきましては、放課後児童クラブ保護者負担金などが主なもので、収入済額は1,498万3,005円となっております。不能欠損額は25万8,500円で、収入未済額は82万9,650円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと、保育料の無償化による保育所運営費保護者負担金の皆減が大きく影響し、5,331万4,083円の減額となっております。

款14使用料及び手数料につきましては、上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料や戸籍住民基本台帳手数料などが主なものとなっております。収入済額は合計で1億227万5,124円。前年度と比較いたしますと、183万4,090円の増額となっております。

なお、収入未済額が542万5,000円となっておりますが、これは町営住宅使用料でございます。

款15国庫支出金ですが、項1国庫負担金は障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金などが主なものとなっております。

項2国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や社会保障・税番号制度システム整備費補助金などの総務費国庫補助金。子ども・子育て支援交付金や地域生活支援事業費補助金などの民生費国庫補助金。保健センター等複合施設整備事業に係る都市構造再編集中支援事業費補助金や妊娠出産子育て支援交付金などの衛生費国庫補助金。社会資本整備総合交付金の土木費国庫補助金。国宝重要文化財等保存整備費補助金や教育支援体制整備事業費補助金などの教育費国庫補助金などがございます。

また、項3委託金といたしましては、基礎年金事務費委託金が主なものとなっております。これら国庫支出金の収入済額は、合計で19億4,334万2,450円となりまして、前年度と比較いたしますと、1億3,043万9,026円の増額となっております。

続いて、款16県支出金ですが、項1県負担金の主なものは、国庫負担金と同様に、子どものための教育・保育給付交付金や障害者自立支援給付費負担金などに加え、国民健康保険や後期高齢者医療の保険基盤安定負担金などがございます。

項2県補助金につきましては、重度心身障害者医療費支給事業補助金などの民生費県補助金。合併処理浄化槽設置整備事業奨励交付金などの衛生費県補助金。多面的機能支払交付金などの農林水産業費県補助金。教育支援体制整備事業費補助金などの教育費県補助金が主なものとなっております。

項3委託金につきましては、個人県民税徴収事務委託金や衆議院議員総選挙委託金などでご

ざいます。

これら県支出金の収入済額は、合計で8億8,701万3,626円となりまして、前年度と比較いたしますと、7,730万9,112円の増額となっております。

款17財産収入につきましては、財産運用収入と財産の売払収入の合計で、収入済額989万9,277円となりまして、前年度と比較いたしますと、472万117円の増額となっております。

款18寄附金につきましては、ふるさと納税などの一般寄附金が、収入済額6,913万300円となりまして、前年度と比較いたしますと、2,203万943円の減額となっております。

款19繰入金ですが、項1基金繰入金は、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金、減債基金繰入金が主なものとなっております。

項2特別会計繰入金は、介護保険特別会計より繰入れを行いました。繰入金の収入済額は合計で7億8,326万9,658円、前年度と比較いたしますと、7,849万9,592円の減額となっております。

款20繰越金ですが、前年度からの繰越金の収入済額が5億9,967万7,350円、前年度と比較いたしますと、1億9,964万2,548円の減額となっております。

款21諸収入は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金や埼玉県市町村振興協会市町村交付金、介護予防サービス計画費などが主なもので、収入済額は1億541万7,091円となっております。不納欠損額は685万9,468円で、収入未済額は4,641万3,930円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと、896万820円の減額となっております。

3ページを御覧ください。

款22町債につきましては、保健センター等複合施設整備事業や長幡児童館計画改修事業、道路維持補修や小学校屋外トイレ改築事業などに係る地方債を借入れたもので、借入れ総額は4億8,710万円となっております。前年度と比較いたしますと、8,106万6,000円の増額となっております。

歳入合計につきましては、予算現額122億2,561万1,040円、調定額122億6,441万5,287円、収入済額119億2,056万5,074円。

なお、不納欠損額は1,147万2,218円、収入未済額の合計は3億3,237万7,995円となっております。

予算現額と収入済額との比較では、町税や地方消費税交付金、地方交付税などの収入は予算現額を上回りましたが、国庫支出金や繰入金、町債などが予算現額を下回ったことによりまして、収入済額が予算現額を3億504万5,966円下回る結果となりました。

なお、予算現額を下回った国庫支出金、繰入金、町債などは、住民税非課税世帯等給付金事業や神流りバーサイドロード事業、上里東小学校体育館改修工事など、令和7年度に繰り越さ

れた事業の財源でございまして、事業完了後に収入されるものでございます。

以上が歳入の状況になります。

次に、歳出でございますが、4ページを御覧ください。

款項の内容と款項それぞれの予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額の比較が記載されております。

まず、款1 議会費は、支出済額が1億680万6,328円、前年度と比較いたしますと、28万3,910円の増額となっております。

款2 総務費は、支出済額が18億6,796万2,900円でございます。項1 総務管理費から項6 監査委員費まで幅広い事業を行っております。前年度と比較いたしますと、5,307万4,137円の増額となっております。

款3 民生費は、支出済額が44億821万2,862円でございます。項1 社会福祉費は、障害者福祉事業や老人医療費給付事業、男女共同参画推進センター運営事業や国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計繰出金などとなっております。

項2 児童福祉費は、こども医療費支援事業や児童手当支給事業、町立保育園及び児童館の運営事業や子どものための教育・保育給付事業などを実施しております。

項3 災害救助費は、災害救助事業として、災害見舞金の給付などを実施しております。民生費の支出済額を前年度と比較いたしますと、9,533万3,449円の増額となっております。

款4 衛生費は、支出済額が11億1,926万5,353円でございます。項1 保健衛生費は、保健センター等複合施設整備事業や予防対策事業、母子衛生事業や上水道経営健全化事業、公害対策事業などを実施しております。

項2 清掃費は、児玉郡市広域市町村圏組合への清掃施設運営事業負担金や一般廃棄物などの収集運搬委託事業などを実施しております。衛生費の支出済額を前年度と比較いたしますと、2億7,556万5,931円の増額となっております。

款5 農林水産業費は、支出済額が1億6,242万4,591円でございます。項1 農業費は、農業委員会事業や農業振興事業、土地改良推進事業などを実施しております。

項2 林業費は、森林環境譲与税基金への積立てを行っております。農林水産業費の支出済額を前年度と比較いたしますと、1,906万426円の減額となっております。

款6 商工費は、支出済額が7,150万2,898円でございます。主なものは、ふるさと納税返礼品に係る費用や指定企業施設奨励金などの商工業振興事業、観光振興事業、消費生活専門相談員設置などの消費生活対策事業を実施しております。前年度と比較いたしますと、7,304万7,341円の減額となっております。

款7 土木費は、支出済額が9億7,240万6,414円でございます。主な事業を申し上げますと、

町道の維持補修や新設改良事業、神流リバーサイドロード事業や藤木戸勝場線歩道整備事業、河川管理事業や駅北まちづくり事業、公園管理事業や上里ゴルフ場管理事業、下水道経営健全化事業や町営住宅管理事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと、1億596万4,560円の増額となっております。

款8 消防費は、支出済額が1億6,884万7,699円でございます。児玉郡市広域市町村圏組合消防事業や消防団運営事業、災害対策事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと、4,432万4,127円の増額となっております。

款9 教育費は、支出済額が12億9,879万2,915円でございます。

5ページを御覧ください。

主な事業を申し上げますと、項1 教育総務費は、教育委員会事務局運営事業や学力向上推進事業、学校運営事業。

項2、項3の小学校費、中学校費は、小・中学校の管理運営及び教育振興事業。

項4、社会教育費は、社会教育推進事業や公民館、図書館、郷土資料館の運営事業。

項5、保健体育費は、スポーツ振興事業や体育施設管理運営事業、本庄上里学校給食組合運営事業などを実施しております。教育費の支出済額を前年度と比較いたしますと、2億765万6,270円の減額となっております。

款10 公債費は、支出済額が8億396万7,874円、前年度と比較いたしますと、1億3,436万29円の減額となっております。

款11 諸支出金は、支出済額が30万1,029円、前年度と比較いたしますと、20万6,565円の増額となっております。

歳出合計は、予算現額122億2,561万1,040円に対しまして、支出済額112億8,049万863円となりました。

以上から、予算現額と支出済額との比較は9億4,512万177円となっております。

なお、住民税非課税世帯等給付金事業や神流リバーサイドロード事業、上里東小学校体育館改修工事などの翌年度繰越金は4億9,235万円となっております。予算現額と支出済額との比較から、翌年度繰越額を差し引いた不用額は4億5,277万177円となっております。

以下、6ページから86ページまでが一般会計の歳入歳出決算事項別明細書となっております。次に、87ページを御覧ください。

こちらは、実質収支に関する調書でございます。

区分1の歳入総額は119億2,056万5,074円、2、歳出総額は112億8,049万863円、3、歳入歳出差引額は6億4,007万4,211円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)繰越明許費繰越額が3,638万2,000円となっていることから、5の実質収支額が6億

369万1,211円となっています。

なお、その下の6、実質収支額うち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、88ページから90ページは、財産に関する調書でございます。

まず、88ページを御覧ください。

こちらは、1、公有財産の(1)土地及び建物でございます。

土地につきましては、合計として、決算年度中増減高が7,197平方メートル増加でございますので、決算年度末現在高は60万9,425.94平方メートルとなりました。

建物につきましては、合計として、決算年度中増減高が414.78平方メートルの減少でございますので、決算年度末現在高は7万8,011.36平方メートルとなりました。

続いて、89ページは、(2)出資による権利でございますが、新たに、上里町農業集落排水事業会計出資証が188万8,000円の増額となっております。

続いて、2の物品については、消防自動車の決算年度中増減高は0台でございますが、老朽化に伴う更新を行っております。

次に、3の債権ですが、奨学資金貸金は、返済額と貸付額の差額が525万円となりまして、決算年度末の奨学資金貸付総額が1,888万3,000円となっております。

住宅資金貸付金は、返済額が666万4,638円となりまして、決算年度末の住宅資金貸付金の残額は3,887万1,029円となっております。

次に、90ページは基金でございます。

1の土地開発基金は、決算年度末増減高はございませんでした。

2の公共施設等用地取得及び施設整備基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度末増減高は2億7,673万9,626円の減額、決算年度末現在高は9億1,417万3,258円となっております。

3の財政調整基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は6,745万7,337円の減額、決算年度末現在高は15億7,390万1,070円となっております。

4の奨学資金貸付基金は、返済から貸付けを差し引いた525万円を現金として積み立てました。債権は同額が減少となります。決算年度末現在高は、現金が1億4,766万7,000円、債権は1,888万3,000円となっております。

5の減債基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度末増減高は1億229万261円の減額、決算年度末現在高は8億3,169万7,859円となっております。

6のいきいき福祉基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は3,040万4,863円の減額、決算年度末現在高は4億266万6,197円となっております。

7の教育施設整備基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は5,743万261円の増額、

決算年度末現在高は9億7,282万3,024円となっております。

8の森林環境譲与税基金は72万9,010円を積立て、決算年度末現在高は239万3,010円となっております。

以上、令和6年度上里町一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

次に、認定第2号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

お手元の資料91ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段31億7,381万2,317円、こちらが歳入総額となります。

次に、92ページを御覧ください。

支出済額の最下段31億1,704万5,948円、こちらが歳出総額となります。

少々飛びまして、103ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は5,676万6,369円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和6年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、国民健康保険税は増額となったものの、県支出金の減額等により、総額では前年度に比べ2億3,860万3,246円の減額となりました。

歳出につきましては、被保険者数の減少や保険給付費の減額等により、総額では前年度に比べ2億5,539万6,796円の減額となりました。

以上、令和6年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第3号 令和6年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

ここからは資料105ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段23億7,027万7,856円、こちらが歳入総額となりま

す。

次に、106ページを御覧ください。

収入済額の最下段22億3,924万5,889円、こちらが歳出総額となります。

少々飛びまして、118ページを御覧ください。

こちらの歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は1億3,103万1,967円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和6年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、保険料率の改定に伴い介護保険料が増額になるとともに、介護給付費の増額に伴う、国庫・県費及び支払基金交付金の収入が増額になるなど、総額では前年度に比べ1億3,518万4,000円の増額となりました。

歳出につきましては、居宅介護サービス給付費の増額や前年度決算に伴う、国・県・町への返還額が増額となるなど、総額では前年度に比べ1億5,047万3,978円の増額となりました。

以上、令和6年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第4号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別途監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

ここからは、121ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段4億1,925万3,356円、こちらが歳入総額となります。

次に、122ページを御覧ください。

支出済額の最下段4億1,610万7,403円、こちらが歳出総額となります。

少々飛びまして、127ページを御覧ください。

こちらの歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は314万5,953円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和6年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、被保険者数の増加により保険料や繰入金が増額となったため、総額では前年度に比べ4,397万6,120円の増額となりました。

歳出につきましては、高齢者医療広域連合への給付金の増額により、総額では前年度に比べ4,387万6,791円の増額となりました。

以上、令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第5号 令和6年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和6年度上里町水道事業決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和6年度上里町水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別刷りの令和6年度上里町水道事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページをお開きください。

(1)収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第1款事業収益は、当初予算額6億4,859万2,000円、決算額6億796万2,703円でございます。

支出につきましては、第1款事業費は、当初予算額5億1,021万5,000円、補正予算額169万2,000円を増額し、予算額合計5億1,190万7,000円に対しまして、決算額4億7,716万7,329円でございます。

次に、2ページの(2)資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款資本的収入は、当初予算額4億3,603万5,000円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源8,690万円を充当し、予算額合計5億2,293万5,000円に対しまして、決算額3億1,719万6,430円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、当初予算額5億8,906万4,000円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額8,703万3,000円及び継続費繰越額2,352万円を加え、予算額合計8億9,961万7,000円に対しまして、決算額4億8,501万8,231円でございます。

翌年度繰越額につきましては、合計2億9,886万9,000円を繰越いたしました。

その枠の下、収入額が支出額に不足する1億6,782万1,801円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額714万594円、当年度分損益勘定留保資金1億1,095万5,501円及び減債積立金4,972万5,706円で補填いたしました。

次の3ページから7ページにかけて水道事業の財務諸表をとなっており、以降に水道事業報告書などの附属書類となっております。

まずは5ページをお開きください。

令和6年度上里町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

令和6年度上里町水道事業決算に伴う未処分利益剰余金3億759万8,799円のうち、2億4,972万5,706円を減債基金積立金に積立て、4,972万5,706円を資本金に組み入れ、その結果、処分後残高は814万7,387円となります。

以上、令和6年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

次に、認定第6号 令和6年度上里町下水道事業決算の認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度上里町下水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別刷りの令和6年度上里町下水道事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページをお開きください。

(1)収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第1款下水道事業収益は、当初予算額3億614万2,000円、決算額2億9,807万1,320円でございます。

支出につきましては、第1款下水道事業費用は、当初予算額3億363万3,000円、補正予算額30万4,000円を増額し、予算額合計3億393万7,000円に対しまして、決算額2億8,140万5,709円でございます。

次に、2ページの(2)資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款資本的収入は、当初予算額4億3,293万5,000円、決算額3億4,306万3,780円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、当初予算額5億1,568万9,000円、決算額4億3,253万5,817円でございます。

枠の下、収入額が支出額に不足する8,947万2,037円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,693万918円、過年度分損益勘定留保資金5,469万6,040円、当年度分損益勘定留保資金1,784万5,079円で補填いたしました。

次に、3ページから7ページにかけて下水道事業の財務諸表となっており、以降に下水道事業報告書などの附属書類となっております。

以上、令和6年度上里町下水道事業決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第7号 令和6年度上里町農業集落排水事業決算の認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度上里町農業集落排水事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別刷りの令和6年度上里町農業集落排水事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

(1)収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第1款農業集落排水事業収益は、当初予算額1,272万3,000円、決算額1,236万5,404円でございます。

支出につきましては、第1款農業集落排水事業費用は、当初予算額1,553万2,000円、補正予算額2万1,000円を増額し、予算額合計1,555万3,000円に対しまして、決算額1,424万4,539円でございます。

次に、2ページの(2)資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款資本的収入は、当初予算額828万8,000円、決算額708万8,000円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、当初予算額831万4,000円、決算額702万2,556円でございます。

次の3ページから7ページにかけて農業集落排水事業の財務諸表となっており、以降に農業集落排水事業報告書などの附属書類となっております。

以上、令和6年度上里町農業集落排水事業決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

○議長（飯塚賢治君） 次に、令和6年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

なお、説明は自席にて着座のままでお願いいたします。

健康保険課長。

[以下、上程中の議案について 健康保険課長 亀田真司君補足説明]

○議長（飯塚賢治君） 次に、令和6年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

高齢者いきいき課長。

[以下、上程中の議案について 高齢者いきいき課長 山田隆君補足説明]

○議長（飯塚賢治君） 次に、令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

健康保険課長。

[以下、上程中の議案について 健康保険課長 亀田真司君補
足説明]

○議長（飯塚賢治君） 暫時休憩いたします。再開は15時05分から行います。

午後2時47分休憩

午後3時5分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

詳細説明を続行いたします。

次に、令和6年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[以下、上程中の議案について 上下水道課長 飯島 博君補
足説明]

○議長（飯塚賢治君） 次に、令和6年度上里町下水道事業決算の認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[以下、上程中の議案について 上下水道課長 飯島 博君補
足説明]

○議長（飯塚賢治君） 次に、令和6年度上里町農業集落排水事業決算の認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[以下、上程中の議案について 上下水道課長 飯島 博君補
足説明]

○議長（飯塚賢治君） 次に、令和6年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

総合政策課長。

[以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補
足説明]

○議長（飯塚賢治君） 以上で、令和6年度上里町一般会計歳入歳出決算及び上里町特別会計歳入歳出決算並びに上里町水道事業・下水道事業・農業集落排水事業決算についての総括説明及び詳細説明を終わります。

◇

◎散 会

○議長（飯塚賢治君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時21分散会